

「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の策定について

1 計画の概要

①位置付け

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく、県の施策の実施に関する基本計画（県に策定義務あり）

②期間

令和6年度～令和8年度

2 基本的な考え方

困難な問題を抱える女性の自立に向けて、必要な支援を提供する体制を整備し、関係機関及び民間支援団体と協働しながら、本人の意思を尊重し、抱えている問題、心身の状況等に応じた支援を行う。

3 計画の内容（案）

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

I 基本的な考え方

II 現状及び課題

第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

I 困難な問題を抱える女性への支援の内容

II 支援の体制

第3章

I 基本目標

II 基本計画の見直し

4 スケジュール

令和5年	9月	第1回検討会議
	11月	第2回検討会議
令和6年	1月	パブリックコメント
	3月	第3回検討会議
		決定・公表